

「中華人民共和国反不正競争法」新旧対照表

| 旧法：反不正競争法（1993年9月2日） | 新法：反不正競争法（2017年11月4日） |
|---|---|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| <p>第1条 社会主義市場経済の順調な発展を保障し、公正競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的な權益を保護するために、本法を制定する。</p> | <p>第1条 社会主義市場経済の順調な発展を促進し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的な權益を保護するために、本法を制定する。</p> |
| <p>第2条 事業者は市場取引の中で自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない。</p> <p>本法において不正競争とは、事業者が本法に違反してその他の事業者の合法的な權益を損害し社会経済秩序を攪乱する行為をいう。</p> <p>本法において事業者とは、商品の経営或いは営利性の労務（以下</p> | <p>第2条 事業者は、生産・経営活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。</p> <p>本法において不正競争行為とは、事業者が生産・経営活動において、本法の規定に違反し、市場の競争秩序を攪乱し、その他の事業者又は消費者の合法的な權益を</p> |

| | |
|---|--|
| <p>「商品」という場合は労務を含む)に従事する法人、その他の経済組織及び個人をいう。</p> | <p>害する行為をいう。</p> <p>本法において事業者とは、商品の生産、経営或いは労務の提供(以下「商品」という場合は労務を含む)に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。</p> |
| <p>第3条 各級人民政府は措置を講じて不正競争行為を制止し、公正競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。</p> <p>県級以上の人民政府工商行政管理部門は不正競争行為に対し監督検査を行う。法律、行政法規に対しその他の部門が監督検査を行うという規定がある場合、当該規定に従う。</p> | <p>第3条 各級人民政府は措置を講じて不正競争行為を制止し、公正競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。</p> <p>国务院は、不正競争防止業務の調整の仕組みを確立し、不正競争防止に関する重大政策を検討、決定し、市場の競争秩序の維持に関する重大な問題を調整、処理する。</p> |
| | <p>第4条 県級以上の人民政府で工商行政管理の職責を履行する部門は、不正競争行為に対し調査・処分を行う。法律、行政法規に対しその他の部門が調査・処分を行うという規定がある場合、当該規</p> |

| | |
|---|---|
| | 定に従う。 |
| <p>第4条 国はいかなる組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持しまた保護する。</p> <p>国家機関の公務員は不正競争行為を助長し、庇護してはならない。</p> | <p>第5条 国はいかなる組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持しまた保護する。</p> <p>国家機関及びその公務員は不正競争行為を助長し、庇護してはならない。</p> <p>業界組織は、業界の自主規制を強化し、会員が法に基づいて競争するよう導き、適正化して、市場の競争秩序を維持しなければならない。</p> |
| 第2章 不正競争行為 | 第2章 不正競争行為 |
| <p>第5条 事業者は以下に記載する不正手段を用い市場取り引きをし、競争相手に損害を与えてはならない。</p> <p>(1) 他人の登録商標を盗用すること。</p> <p>(2) 勝手に著名商品の特有な名称、包装、デザインを使用し、ま</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>たは著名商品と類似の名称、包装、デザインを使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であるかの誤認をさせること。</p> <p>(3) 勝手に他人の企業名称または姓名を使用して公衆に当該他人の商品であるかの誤認させること。</p> <p>(4) 商品の上に品質認定標識、優秀著名標識など品質標識を偽造し盗用し、または原産地を偽造して公衆に誤解させる商品品質の虚偽表示をすること。</p> | |
| <p>第 6 条 公共企業または法により独占地位を有している事業者は他人に指令しその指定する事業者の商品を購入させてその他の事業者の公正競争を排除してはならない。</p> | |
| <p>第 7 条 政府及び所属部門は行政権力を乱用して、他人に指令し</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>その指定する事業者の商品を購入させ、その他の事業者の正当な経営活動を制限してはならない。</p> <p>政府及び所属部門は行政権力を乱用してその他の地方の商品が本地域の市場に参入し或いは本地域の商品がその他の地方の市場に参入することを制限してはならない。</p> | |
| | <p>第6条 事業者は、次の各号に掲げる混同行為を実施し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を関連公衆に生じさせてはならない。</p> <p>(1) 他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似した標識を無断で使用する。</p> <p>(2) 他人の一定の影響力のある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>含む) を無断で使用する。</p> <p>(3) 他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断で使用する。</p> <p>(4) 他人の商品である、又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせるその他の混同行為。</p> |
| <p>第 8 条 事業者は財産物品またはその他の贈賄手段を用いて商品を販売或いは購入してはならない。相手組織或いは個人に記帳しない割引金を与えた場合、贈賄行為とみなして処断する。相手組織或いは個人は記帳しない割引金を受け取った場合、収賄行為とみなして処断する。</p> <p>事業者は商品を販売或いは購入する場合、明示の方式によって相手側に割引きを与え、仲介人にコミッションを与えることができる。事業者は相手側に割引きを与</p> | <p>第 7 条 事業者は財産物品またはその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を得ようとしてはならない。</p> <p>(1) 取引相手方の従業員。</p> <p>(2) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人。</p> <p>(3) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人。</p> <p>事業者は、取引活動において、明示の方法により取引相手方に値引きを行い、又は仲介人にコミッ</p> |

| | |
|--|--|
| <p>え、仲介人にコミッションを与えた場合、必ず正確に記帳しなければならない。割り引きまたはコミッションを受けた事業者は必ず正確に記帳しなければならない。</p> | <p>ションを支払うことができる。事業者は、取引相手方に値引きを行った、仲介人にコミッションを支払った場合、事実通りに記帳しなければならない。割り引きまたはコミッションを受けた事業者も事実通りに記帳しなければならない。</p> <p>事業者の従業員が賄賂を贈った場合、事業者の行為と認定しなければならない。ただし、事業者に当該従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。</p> |
| <p>第 9 条 事業者は広告またはその他の方法を用いて商品の品質、成分、性能、用途、生産者、有効期間、産地などに対し公衆に誤解を与える虚偽宣伝を行ってはならない。</p> <p>広告事業者は明確なまたは知り</p> | <p>第 8 条 事業者は、その商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴等を偽り、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤った方向に導いてはならない。</p> <p>事業者は、偽の取引を企てる等</p> |

| | |
|---|--|
| <p>うるべき状況のもとで虚偽の広告を代理、設計、制作、公布してはならない。</p> | <p>の方法により、その他の事業者が虚偽の、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行うことを幫助してはならない。</p> |
| <p>第10条 事業者は以下に記載する手段を用い商業秘密を侵害してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、誘引、脅迫またはその他の不正手段をもって権利者の商業秘密を獲得すること。</p> <p>(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の商業秘密を披露、使用しまたは他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) 取り決めまたは権利者の商業秘密保守に関する要求に違反して具有している商業秘密を披露し使用し、或いは他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は前項に該当する違法行為であることを知りながら或いは知りうる場合、他人の商業秘密を</p> | <p>第9条 事業者は、次の各号に掲げる、商業秘密を侵害する行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫またはその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。</p> <p>(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の商業秘密を披露、使用しまたは他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) 取り決めまたは権利者の商業秘密保守に関する要求に違反して具有している商業秘密を披露し使用し、或いは他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が前項に当該する違法行為で</p> |

| | |
|--|---|
| <p>獲得し使用し或いは披露した場合、商業秘密を侵害するとみなされる。</p> <p>本条において商業秘密とは公衆に知られていない、権利者に経済利益をもたらすことのできる、実用性を有する、かつ、権利者が秘密保守措置を取った技術情報及び経営情報をいう。</p> | <p>あることを知りながら或いは知りうるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害するとみなされる。</p> <p>本法において商業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保守措置を取った技術情報及び経営情報をいう。</p> |
| <p>第11条 事業者は競争相手を排除することを目的としてコストを割る価格で商品を販売してはならない。</p> <p>次の状況の一つに該当する場合は、不正競争行為とみなさない。</p> <p>(1) 新鮮または生鮮商品を販売すること。</p> <p>(2) 有効期限が切れようとしている商品、或いはその他売行不振の商品を売りさばくこと。</p> <p>(3) 季節性の値下り。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>(4) 債務弁済、転業、営業停止などにより値下して商品を販売すること。</p> | |
| <p>第12条 事業者は商品を販売する場合、購入者の意思に背いて商品の抱き合わせ販売をし、或いはその他不合理的な条件をつけてはならない。</p> | |
| <p>第13条 事業者は以下に記載する懸賞景品付販売をしてはならない。</p> <p>(1) 懸賞があることを偽る、或いは意図的に内定者に懸賞を得させる詐欺方式を用いて懸賞景品付販売をすること。</p> <p>(2) 懸賞景品付販売の手段を利用して品質悪い商品を高価格販売すること。</p> <p>(3) 抽選方式による懸賞景品付販売の場合、一等賞の金額は5000元を超えること。</p> | <p>第10条 事業者は、懸賞景品付販売を行うとき、次の各号に掲げる行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品など懸賞付販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼす。</p> <p>(2) 懸賞があることを偽る、或いは意図的に内定者に懸賞を得させる詐欺方式を用いて懸賞景品付販売をすること。</p> <p>(3) 抽選方式による懸賞景品付販売の場合、一等賞の金額は5万円を超えること。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第14条 事業者は虚偽の事実を捏造し散布して競争相手の商業名誉或いは商品信用を侵害してはならない。</p> | <p>第 11 条 事業者は虚偽情報又は誤導的情報を捏造、流布し、競争相手の名誉或いは商品信用を侵害してはならない。</p> |
| <p>第15条 入札者は入札談合をして入札の価格の引き上げ、引き下げをしてはならない。</p> <p>入札者と入札を募るものが、結託して競争相手の公正競争を排除してはならない。</p> | |
| | <p>第 12 条 事業者は、ネットワークを利用して生産・経営活動に従事するにあたり、本法の各条項を遵守しなければならない。</p> <p>事業者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与え、又はその他の方法により、次の各号に掲げる、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨げたり、破壊したりする行為を実施してはならない。</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| | <p>(1) 他の事業者の同意を得ずに、当該事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に特定のページに遷移させる。</p> <p>(2) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、クローズ、アンインストールするようユーザーを誤った方向に導き、欺き、強迫する。</p> <p>(3) 悪意をもって他の事業者の合法的に提供するネットワーク製品又はサービスが互換性を持たないようにする。</p> <p>(4) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊するその他行為。</p> |
| 第3章 監督検査 | 第3章 不正競争が疑われる行為の調査 |
| 第16条 県級以上監督検査部門は不正競争行為に対して監督検査 | |

| | |
|---|---|
| <p>を行うことができる。</p> | |
| <p>第17条 監督検査部門は不正競争行為を監査、検査する場合、以下に記載する権力を行使することができる。</p> <p>(1) 規定する手続に従い被検査事業者、利害関係者、証人に訊問し、証明資料或いは不正競争行為に関するその他の資料を提供するように要求する。</p> <p>(2) 不正競争行為に関する取り決め、帳簿、票憑、文書、記録、業務書簡、電報及びその他の資料を検査、訊問、コピーする。</p> <p>(3) 本法第5条に定められる不正競争行為に関する財産、物品を検査する。必要がある場合、被検査事業者に当該商品の提供者及び数量を説明し、販売を一時停止し、検査をまち、当該財産、物品を移転、隠匿、湮滅してはならないよう命じる。</p> | <p>第13条 監督検査部門は、不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、次の各号に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>(1) 不正競争行為が疑われる営業所に対して立入検査を行う。</p> <p>(2) 調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関係組織、個人に質問し、当該者に関連の状況の説明又は被調査行為に係るその他資料を提供するように要求する。</p> <p>(3) 不正競争行為が疑われる契約書、帳簿、票憑、文書、記録、業務書簡、電報及びその他の資料を検査、訊問、コピーする。</p> <p>(4) 不正競争行為が疑われる財物に対して差押、押収を行う。</p> <p>(5) 不正競争行為が疑われる事業者の銀行口座を照会する。</p> <p>前項に定める措置を講じるにあたっては、監督検査部門の主要責</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。</p> <p>前項第（4）号、第（5）号に定める措置を講じるにあたっては、市轄区を設置している市級以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。</p> <p>監督検査部門は不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、「中華人民共和国行政強制法」及びその他関連の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。かつ調査・処分の結果を速やかに社会に公開しなければならない。</p> |
| <p>第18条 監督検査部門の公務員は不正競争行為を監督、検査する場合、身分証明書を呈示しなければならない。</p> | |
| <p>第19条 監督検査部門が不正競争行為を監督、検査する場合、被検査事業者、利害関係者及び証人</p> | <p>第14条 監督検査部門は不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、調査を受ける事業者、利害</p> |

| | |
|--|---|
| <p>は関係資料または関係状況をありのままに提供しなければならない。</p> | <p>関係者及びその他関連の組織、個人は、関連資料または関係状況をありのままに提供しなければならない。</p> |
| | <p>第 15 条 監督検査部門及びその職員は、調査過程で知り得た営業秘密について守秘義務を負う。</p> |
| | <p>第 16 条 不正競争が疑われる行為に対して、いずれの組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は、通報を受けた後、法により速やかに処理しなければならない。</p> <p>監督検査部門は、通報を受理する電話、住所又は電子メールアドレスを社会に公開するとともに、通報者の秘密を保持しなければならない。実名で通報しかつ関連の事実及び証拠を提供した場合、監督検査部門は、処理結果を通報者に告知しなければならない。</p> |
| <p>第 4 章 法律責任</p> | <p>第 4 章 法律責任</p> |

第20条 事業者は本法に違反して被害事業者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。被害事業者に対する損失が計算しにくい場合、賠償額は侵害者が侵害期間に侵害行為により得た利潤とする。また、被害事業者が自分の合法的な権益を侵害した当該事業者の不正競争行為を調査したため支出した合理的な費用を負担しなければならない。

被害事業者はその合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。

第17条 事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。

事業者は、その合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利

| | |
|---|--|
| | <p>益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき 300 万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。</p> |
| <p>第21条 事業者は他人の登録商標を盗用し、勝手に他人の企業名称または姓名を使用し、品質認定標識、優秀著名標識など品質標識を偽造しまたは盗用し、原産地を偽造して商品の品質を公衆に誤解させる虚偽表示をした場合、中華人民共和国商標法、中華人民共和国産品品質法の規定に従って処罰する。</p> <p>事業者は勝手に著名商品の特有な名称、包装、デザインを使用し、または著名商品と類似の名称、包装、デザインを使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であると誤認させた場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しな</p> | <p>第18条 事業者が本法第6条の規定に違反して混同行為を実施した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の過料を科すことができる。違法経営額がない又は違法経営額が5万元に満たない場合、25万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>事業者が登記した企業名称が本法第6条の規定に違反する場合、速やかに名称変更登記を申請しなければならない。名称変更手続が完了するまで、原企業登記機関が統一社会信用コードでその名称を</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ればならず、情状により、違法所得の2倍以上3倍以下の科料を科することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り消すことができる。虚偽または品質の劣る商品を販売して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p> | <p>代替しなければならない。</p> |
| <p>第22条 事業者は財産、物品或いはその他の手段を用いて贈賄することにより商品を販売しまたは購入して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成していない場合、監督検査部門は情状により、1万元以上20万元以下の科料を科することができる。違法所得がある場合、没収する。</p> | <p>第19条 事業者が本法第7条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の過料を科することができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。</p> |
| <p>第23条 公共企業または法により独占地位を有している事業者は他人に指令しその指定する事業者の商品を購入させてその他の事業者の公正競争を排除した場合、省</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>級或いは区を設けている市の監督検査部門は違法行為の停止を命じ情状により、5 万元以上 20 万元以下の科料を科することができる。</p> <p>指定された事業者はその被指定により品質が劣りながら価格が高い商品または費用をみだりに徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならない、情状により、違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の科料を科することができる。</p> | |
| <p>第 24 条 事業者は広告またはその他の方法を用いて商品につき公衆を誤解させる虚偽宣伝を行った場合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を除去するよう命じなければならない、情状により、1 万元以上 20 万元以下の科料を科することができる。</p> <p>広告事業者は明らかに知った、または知りうるべき情態のもとで虚偽の広告を代理、設計、制作、</p> | <p>第 20 条 事業者が本法第 8 条の規定に違反してその商品について偽り、若しくは誤解を生じさせる商業宣伝を行い、又は虚偽取引を通じる等の方法により、他の事業者が虚偽の、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行うことを幫助した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、20 万元以上 100 万元以下の過料を科することができる。情状が重大である場合、</p> |

| | |
|---|---|
| <p>公布した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、または法により科料を科しなければならない。</p> | <p>100 万元以上 200 万元以下科料を科し、営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>事業者が本法第 8 条の規定に違反し、虚偽広告の掲載に該当する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に従い処罰する。</p> |
| <p>第 25 条 本法第 10 条に違反して商業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならない、情状によって 1 万元以上 20 万元以下の科料を科することができる。</p> | <p>第 21 条 事業者が本法第 9 条の規定に違反して商業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50 万元以上 300 万元以下の過料を科すことができる。</p> |
| <p>第 26 条 事業者が本法第 13 条に違反して懸賞景品付販売をした場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならない、情状によって 1 万元以上 10 万元以下の科料を科することができる。</p> | <p>第 22 条 事業者が本法第 10 条の規定に違反して懸賞景品付販売をした場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5 万元以上 50 万元以下の過料を科すことができる。</p> |
| | <p>第 23 条 事業者が本法第 11 条</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>の規定に違反して競争相手の商業上の信用、商品の評判を損なった場合、監督検査部門が違法行為の停止、影響の除去を命じ、10 万元以上 50 万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50 万元以上 300 万元以下の過料を科すことができる。</p> |
| | <p>第 24 条 事業者が本法第 12 条の規定に違反して他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50 万元以上 300 万元以下の過料を科すことができる。</p> |
| | <p>第 25 条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法行為の危害の影響を自発的に消去し、又は軽減した場合、法に基</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>づき行政処罰を軽くし、又は減輕する。違法行為が輕微でありかつ速やかに是正し、危害の影響をもたらさなかった場合、行政処罰を科さない。</p> |
| | <p>第 26 条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門が信用記録に記入するとともに、関連の法律、行政法規の規定に従い公示する。</p> |
| | <p>第 27 条 事業者は、本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならないが、その財産で弁済が足りない場合、民事責任を負うことを優先する。</p> |
| | <p>第 28 条 監督検査部門が本法に従って職責を履行することを妨害し、調査を拒否、阻害した場合、監督検査部門が是正を命じ、個人に対しては、5,000 元以下の過料</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>を科すことができ、組織に対しては5万元以下の過料を科すことができ、かつ公安機関が法により治安管理処罰を与えることができる。</p> |
| <p>第27条 入札者が入札談合をして入札の価格を引き上げたり、価格を引き下げたりしたり、入札者が入札を募るものと結託して競争相手の公平競争を排除した場合、その落札は無効とする。監督検査部門は情状によって1万元以上20万元以下の科料を科することができる。</p> | |
| <p>第28条 事業者が一時、販売を停止する命令に違反して不正競争行為に関する財産、物品を移転、隠匿、湮滅した場合、監督検査部門は情状によって販売、移転、隠匿、湮滅された財産、物品の価格の2倍以上3倍以下の科料を科することができる。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>第29条 当事者は監督検査部門の下した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受け取った日から15日以内に一級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定書を受け取った日から15日以内に人民法院に訴えを提起することができる、また直接人民法院に訴えを提起することもできる。</p> | <p>第29条 当事者は監督検査部門の下した決定に不服がある場合、法により行政不服審査を請求し、又は行政訴訟を提起することができる。</p> |
| <p>第30条 政府及びその所属部門は本法第7条に違反して他人に指令し、その指定する事業者の商品を購入させ、その他の事業者の正当な経営活動を制限し、または商品が地域間を正常に流通することを制限した場合、上級機関は是正を命じる。情状が深刻な場合、同級或いは上級機関は直接責任者に対し行政処分を与える。指定された事業者は被指定により品質が劣りながら価格が高い商品を販売し</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>或いは費用をみだりに徴収した場合、監督管理部門は違法所得を没収しなければならず、情状によって違法所得の2倍以上3倍以下の料金を科することができる。</p> | |
| <p>第31条 不正競争行為を監督検査する国家機関の公務員は職権を乱用し、職務をおろそかにして犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成していない場合、行政処分を与える。</p> | <p>第30条 監督検査部門の公務員に職権乱用、職務怠慢、私利による不正行為又は調査過程で知り得た営業秘密の漏えい行為があった場合、法により処分を行う。</p> |
| <p>第32条 不正競争行為を監督検査する国家機関の公務員は私利をむさぼり汚職をはたらき、本法に違反し犯罪を構成した事業者であると知りながら故意に庇護して起訴を逃れさせた場合、法により刑事責任を追及する。</p> | |
| | <p>第31条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p> |
| <p>第5章 付則</p> | <p>第5章 付則</p> |

| | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| <p>第33条 本法は1993年12月1日から施行する。</p> | <p>第32条 本法は2018年1月1日から施行する。</p> |
|----------------------------------|---------------------------------|

出所：

2017年11月4日付け全国人民代表大会ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031432.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。